

第九十号議案

例 江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付条例の一部を改正する条例
江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付条例（平成二年三月江戸川区条例第
十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「移転資金」を「移転等の資金」に改める。

第二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「移転等」
の下に「、清算金の支払又は隣接地の購入」を加え、同号を同条第五号とし、同
条第二号を次のように改める。

二 移転等 街づくり事業の施行に伴うものであって、次の各号のいずれかに
該当するものをいう。

イ 建築物の購入、新築、改造若しくは借入れ又は土地の購入若しくは借入
れ等の代替物件の取得

ロ 営業再開等のために必要な準備

第二条第二号の次に次の二号を加える。

三 清算金の支払 土地区画整理事業における清算金の支払をいう。

四 隣接地の購入 自らが所有している土地と一体とするために、街づくり事
業の施行区域に隣接した土地を購入すること又は土地区画整理事業の施行に
当たり、当該施行区域内に土地を自ら所有する者が、既に所有している土地
と一体とするために土地を購入することをいう。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「対象者」の下に「（補償契

約等を締結した日から貸付けの申込みの日までに一年を経過していない者に限る。ただし、区長が特に必要と認める場合を除く。）又は隣接地を購入する者」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「支払い」を「支払」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第五号」を「第四号まで」に改める。

第四条の見出し中「及び貸付額」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、隣接地の購入の場合を除く。

第四条第二項第二号中「江戸川区」の下に「（以下「区」という。）」が施行する街づくり事業」を加え、「街づくり事業であること。」を「土地区画整理事業に伴い、移転等を行う場合」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（貸付額）

第四条の二 一般貸付金の貸付額は、三千万円を限度とし、次に定める額まで貸し付けることができる。

- 一 移転補償金に相当する額の二分の一以内とする。この場合において、当該相当額が五百万円未満のときは、五百万円まで貸し付けることができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、原則として移転の際、七十平方メートル未満の土地を所有する者が、土地の購入資金を必要とするときは、千五百万円を上

限として、前号の規定による貸付額に加えて貸し付けることができる。

三区から助成を受けて建築物を共同化する場合にあつては、移転補償金に相当する額以内とする。

四 清算金の支払をする場合にあつては、徴収額以内とする。

五 隣接地を購入する場合にあつては、千五百万円を限度に、土地の購入額以内とする。

2 特別貸付金の貸付額は、千万円を限度とする。

第五条の見出し中「等」を削り、同条第二項中「江戸川区」を「区」に改め、「区域内」の下に「（区の区域内に限る。）」を加え、「償還金の額」を「貸付利率」に改め、「で算定した額」を削る。

第八条中「の各号」を削り、「により、移転等」を「により、移転等、清算金の支払又は隣接地の購入」に改め、同条第一号中「貸付け」を「移転等において、貸付け」に、「二箇月」を「二月」に改め、「着手」の下に「し、貸付けの決定を受けた日から一年以内で、区長が指定する期限内に、移転等を完了」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 清算金の支払においては、土地区画整理事業の施行者が定めた期日までに支払を完了すること。

第八条に次の一号を加える。

三 隣接地の購入においては、前条の規定による貸付けの決定を受けた日から

二月以内に、土地取得の契約を締結すること。

第九条第一項中「受けた者」の下に「（以下「借受人」という。）」を、「移転等」の下に「又は隣接地の購入」を加える。

第十条第三項、第十一条及び第十二条第一項中「資金の貸付けを受けた者」を「借受人」に改める。

第十三条中「資金の貸付けを受けた者」を「借受人」に改め、同条第三号中「抵当権」の下に「又は質権」を加える。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

街づくり推進に伴う移転資金の貸付けの対象者に街づくり事業の施行区域に隣接した土地等の購入者を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。